

森林環境譲与税とは



概要

森林には、生物多様性の保全や地球環境の保全、災害防止などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。

しかし、これらの森林の機能を将来に向けて持続させるためには、適切な整備・管理が必要となり、将来に向けて、森林の機能を十分に発揮させるための適切な整備が課題となっています。

このため、パリ協定の枠組みにおけるCO₂の削減目標達成に必要な地方財源の安定的な確保の観点から、「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されました。

「森林環境税」とは、2024年度から1人年間1,000円課税されている国税です。税収は、森林管理の財源として、国から「森林環境譲与税」として都道府県と市町村へ譲与されます。



森林環境税及び
森林環境譲与税（林野庁）



愛知県林務課取組実績



瀬戸市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 2024年6月策定

瀬戸市では「森林環境譲与税」の活用について次の4分野において効果的な取り組みを進めることとしています。

森林整備

「瀬戸市森林整備計画」に基づき、適切な森林整備やその促進に繋がる取り組みを進めます。

木材利用

国産材（県産材）を利用した公共施設等の木造化・木質化を推進することにより、健康的でぬくもりのある快適な空間の提供に取り組めます。

人材育成

森林整備のため、地域住民や既存の団体等との協働連携により、林業事業者等の担い手育成の機会創出を図ります。

普及啓発

若年層に対する森林環境教室の実施や木育推進、PRパンフレットの配布やパネル展示、市のウェブサイトを活用した情報発信などを行います。



瀬戸市森林環境譲与税の
活用に向けた基本方針